

研修機材「シミュレータ」取扱規程

(目的)

第1条 この要綱は公益社団法人長崎県看護協会（以下、「本協会」という）の目的達成のため、シミュレータ及びその付帯設備等（以下「シミュレータ」という。）の使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出対象)

第2条 長崎県看護協会（以下「協会」という。）の事業運営に支障のない限り、協会以外の者に貸出することができる。

(貸出機材)

第3条 貸出機材は別表に規定する物品とする。

(利用申込み)

第4条 この機材の借受を希望する者は、所定の利用申込書（様式第1号）を、原則として、貸出を受ける20日前までに、会長に申請し許可を受けなければならない。

(貸出決定)

第5条 会長は、申込内容を審査し、適当と認めた者に対しその10日前までに、貸出決定通知書（様式第2号）にて通知する。

(費用負担)

第6条 機材の貸出は無料とする。但し貸出期間中における機材の運搬、維持管理に要する経費は、借受者の負担とする。

(費用の減免)

第7条 会長は、特別の事由があると認めた場合には、費用の全部または一部を減免することができる。

(順守事項)

第8条 シミュレータを使用する者は、次の各項に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) シミュレータに丁寧に取り扱うとともに、使用目的以外に使用してはならない。
- (2) 許可を得た施設以外に、シミュレータを持ち出さない。また、許可を得た借受者以外の者へ転貸を禁ずる。
- (3) その他、会長の指示がある場合は、その指示に従う。

(物品管理者)

第9条 物品の管理部署は事務局とし、物品管理者は事務局長をもって充てる。

(弁償等)

第10条 借受者が機器・備品を破損又は紛失した場合は、直ちに協会の物品管理者に届け出るとともに、その指示に従い、原状回復に必要な費用を弁償しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合にはその都度会長が定めるものとする。

附則

- 1. この要綱は、平成24年10月1日から施行する。
- 1. この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 1. この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表

No.	シミュレータ	貸出台数及び貸出範囲	
1	吸引シミュレータ Qちゃん	1	県下
2	経管栄養シミュレータ(経鼻、経口、胃ろう)	1	県下

(様式第1号)

シミュレータ利用申込書

令和 年 月 日

公益社団法人 長崎県看護協会会長 様

(申込者)

住所 _____

所属団体

代表者 _____ (印)

利用担当者 _____

電話番号 _____

下記のとおり、シミュレータを使用したいので申し込みます。
取扱についてはこの要綱を遵守いたします。

記

1. 使用期間 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
2. 使用目的
イ. 事業所内研修会
ロ. 職能別研修会
ハ. その他 ()
3. 使用機材
イ. 吸引シミュレータ
ロ. 経管栄養シミュレータ (経鼻、経口、胃ろう)
4. 使用場所 _____

貸出決定通知書

令和 年 月 日

様

公益社団法人長崎県看護協会
会長 西村 伊知恵

研修機材の利用申込について、貸出決定したので通知いたします。

記

1. 貸出期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
※最終日までに確実に返却のこと
2. 貸出機材 イ. 吸引シミュレータ
ロ. 経管栄養シミュレータ（経鼻、経口、胃ろう）
3. 遵守事項
 - ①シミュレータは丁寧に扱うこととし、申請のあった使用目的以外には使用しないこと。
 - ②許可を得た施設以外に、シミュレータを持ち出さないこと。
 - ③許可を得た借受者以外の者へ転貸しないこと。
 - ④借受者が機器を破損又は紛失した場合は、直ちに協会に届け出るとともに、その指示に従い、原状回復に必要な費用を弁償しなければならない。